

就労支援のあり方について

生活困窮者に対する就労支援全般について（他制度との連携を含む）

【現状と課題】

- 生活困窮者に対する就労支援については、支援対象者の状態に応じて、自立相談支援事業におけるアセスメントやプランに基づき、ハローワークなどの関係機関や地域の事業所等との連携のもと、段階的な支援を実施している。
- そのうち、比較的早期に一般就労を目指すことができる人に対しては、自立相談支援事業における就労支援やハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業により、丁寧なマッチングや面接への同行支援等を行い、就労につなげている。
- 自立相談支援事業における就労支援の利用件数は年々増加。特に令和2年度は新型コロナの影響により、令和元年度から大幅に増加した。
- また、自治体の中には、就労準備支援事業において、様々な理由で移動手段が確保できない者に対して車による送迎を実施している場合があり、送迎に係る燃料費用や車両の借り上げ費用は国庫補助の対象としている。
- コロナ禍で、就労に関連する多様な支援ニーズが顕在化しており、ハローワークや職業訓練等の他制度との連携による就労支援の重要性が増し、実際の連携も進んでいる。

【考え方】

- 生活困窮者に対する就労支援においては、様々な状態の人が就労できる多様な就労支援のあり方や柔軟な支援体制を確保する仕組みをつくっていくことが必要。また、就労準備支援事業又は認定就労訓練事業によって実際の事業所における就労体験や就労訓練等を行うことは、コミュニケーション能力の習得や生活習慣の改善等を含めた就労支援のほか、居場所づくりなど幅広い社会参加支援の側面もあることから、利用促進を図っていくことが重要。
- それぞれの利用者にあった仕事づくりや受入企業の開拓、対象者と認定事業所とのマッチング支援や、就労後の支援対象者・受入事業所双方に対するフォローアップによる定着支援が重要。また、このように、生活困窮者に対する就労支援には複数のフェーズが存在するが、事業推進の観点からは、それぞれのフェーズ毎に支援が分断されるのではなく、一貫した支援が必要。
- 顕在化した多様なニーズに対しては、労働関係施策や障害者への就労支援施策等の他の就労支援制度との連携をより一層進めることが重要。

【論点】

- 就労支援に加え、居場所づくりなど幅広い社会参加を支援していく観点から、就労準備支援事業及び認定就労訓練事業の利用を促進するためには、どのような方策が考えられるか。
- 受入企業の開拓から就労後の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップまで一貫して行うことができる体制が必要ではないか。
- 支援対象者の多様なニーズに対応するため、職業訓練等の他の就労支援制度とどのような連携が考えられるか。

生活困窮者就労準備支援事業について

【現状と課題】

- 就労準備支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであることから、平成29年の部会報告書においては、「法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき」とされた。一方で、当時の実施率が約4割にとどまっていた状況を踏まえ、全国的な事業の質を確保する観点から、直ちに必須事業とはせず、まずは全国的な実施促進を図ることとしたところ。
- これにより、平成30年改正法によって努力義務化を行った結果、令和3年度の実施率は約7割（令和4年度には8割を超える見込み）。多くの事業利用者が就労や別の事業の利用に至ったほか、事業を利用していない者と比較すると、「自立意欲の向上・改善」「社会参加機会の増加」の変化幅が顕著に見られるなどの効果が上がっている。
- あわせて、平成30年に、就労準備支援事業の利用を促進する観点から、就労体験先の受入促進や定着支援に要する費用等を基準額へ加算する補助の仕組みを設けた。
- 一方で、実施率は、都道府県・市と比べ、福祉事務所設置町村において低くなっている。実施しない理由としては、「予算を確保するのが難しいから」と答えた自治体が最も多く、次いで「委託先となる事業者がない・少ない」との回答が多かった。また、実施について検討する場合、広域実施を「想定している」と答えた自治体が22.7%、「必要性を感じているが実施は難しい」と答えた自治体が22.2%であった。

【考え方】

- 相談支援機関における相談では、相談者の年代を問わず「就職活動困難」に関する課題が多く見られ、これらの課題に対する支援となる就労準備支援事業については、全国どこでも必要な支援を受けられるようにする必要がある。
- その場合、自治体内の支援ニーズが少なかったり、自治体内の社会資源が限られているような小規模自治体もあり、このような自治体に対しては、例えば広域連携による事業の実施に向けた支援を行う等の配慮が必要。

【論点】

- 就労準備支援事業について、必須事業化することについてどのように考えるか。
- その際、小規模自治体においても円滑に事業が実施できるよう、例えば広域連携による実施を推進してはどうか。

生活困窮者認定就労訓練事業について

【現状と課題】

- 制度創設当初から、認定件数や、管内に認定事業所が1つ以上ある認定主体自治体（都道府県・指定市・中核市）は着実に増加している。しかし、認定件数の累計は令和2年度までで約2,000件にとどまる。
- 認定就労訓練事業所利用件数は、令和2年度においては547件と未だ低調。一方で、認定就労訓練事業を利用した者については、利用していない者に比べて、「自立意欲の向上・改善」や「社会参加機会の増加」といった点において、利用後の変化が顕著に表れているといった効果が上がっている。
- 認定就労訓練事業の利用実績がない自治体にその理由を聞いたところ、「地域に認定就労訓練事業所がない、あるいは少ない」と答えた自治体が最も多い。また、認定就労訓練事業所の認定件数や利用件数を増やすために必要なこととして、4割以上の自治体が「就労訓練事業の開拓を行う専門人材の育成・確保」や「対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援」等と回答している。また、手続きが煩雑で事業所の負担が大きいため、認定件数が増えないといった意見もある。
- 就労訓練事業の促進に向けた取組としては、平成28年度より、都道府県に「就労訓練アドバイザー」、福祉事務所設置自治体に「就労訓練事業所育成員」を配置し、認定就労訓練事業所の開拓・育成を推進。

【考え方】

- 認定就労訓練事業については、対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する場として重要であり、その実施促進のためには、まずは認定件数を増やしていくことが必要。
- さらに、認定件数だけでなく、利用件数を増やしていくことも必要であり、そのためには、利用者にあった仕事づくりや受入企業の開拓、対象者と認定事業所とのマッチング支援や、就労後の支援対象者・受入事業所双方に対するフォローアップによる定着支援が重要。また、このように、生活困窮者に対する就労支援には複数のフェーズが存在するが、事業推進の観点からは、それぞれのフェーズ毎に支援が分断されるのではなく、一貫した支援が必要。

【論点】

- 認定就労訓練事業を推進するための申請・認定手続について、どのような改善が必要か。
- 受入企業の開拓から就労後の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップまで一貫して行うことができる体制が必要ではないか。（再掲）

被保護者に対する就労支援について① 就労支援

【現状と課題】

- 被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援や、ハローワークと連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業に加え、被保護者就労支援事業（平成25年改正法により法定化）、被保護者就労準備支援事業（予算事業）を実施してきた。
- これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、保護の廃止に到っているが、中には、保護の受給期間が長期にわたり、障害がうかがわれる者や、就労の経験が乏しい者など、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。
- また、KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実績値が目標達成には至っていない状況である。
- 就労に向けた一定の準備支援を行う被保護者就労準備支援事業は、現在任意の予算事業であり、実施率は約36%にとどまる。

【考え方】

- 保護の受給期間が長期にわたり、障害がうかがわれる者や、就労の経験が乏しい者などに対し、日常生活自立、社会生活自立など、就労に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化する必要がある。
- 被保護者就労準備支援事業は、本人の生活にある程度深く関わることができ、日常生活自立や社会生活自立に関する支援として有効であることから、より多くの被保護者が本事業による支援を受けられるようにする必要がある。また、制度をまたいだ本人に対する支援の継続性・一貫性の確保や、地域の支援資源の有効な活用の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を検討する必要がある。
- 被保護者の抱える課題が多様化する中、被保護者個々人に対するアセスメントを丁寧に実施し、被保護者個々人の状態像に応じた自立を支援する必要がある。

【論点】

- 被保護者就労準備支援事業について、より多くの被保護者が支援を受けられるようにする等の観点から、任意事業として法定化するとともに、被保護者就労準備支援事業に代えて、生活困窮者就労準備支援事業の中で被保護者も支援できるようにすることについてどう考えるか。
- 就労支援を、現行のKPIに基づき引き続き着実に進めていくとともに、被保護者の多様な課題に対応するため、就労自立のみならず日常生活自立や社会生活自立も今後推進する必要があることを踏まえ、これら3つの自立の取組を総合的に評価していくことについてどう考えるか。
- 被保護者就労支援事業を実施するためのアセスメントの充実を図るために、どのような取組が必要と考えられるか。

被保護者に対する就労支援について②インセンティブ

【現状と課題】

- 就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的として、就労収入のうち一定額を収入から控除して収入の一部を手元に残す、勤労控除の仕組みや、就労自立給付金、就労活動促進費等の各種制度が設けられている。
- そのうち、就労自立給付金は、税・社会保険料負担の発生など保護廃止直後の不安定な生活を支え、再度保護に到ることを防止するため、保護受給中の就労収入のうち収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て（最長6ヶ月）、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に到ったときに支給するものである。
- 就労自立給付金の支給率（働きによる収入の増加・取得による保護廃止世帯に占める、就労自立給付金支給世帯の割合）は、近年増加傾向にあり、令和2年度は6割となっている。
- 就労収入増加による保護廃止人員数を就労期間別にみると、最も多いのは就労開始時点である。次いで就労期間4ヶ月、3ヶ月、5ヶ月、6ヶ月の順になっており、就労期間1ヶ月、2ヶ月の者は、相対的に少ない状況にある。
- 一方、現行の就労自立給付金の支給額は、一律の最低給付額に毎月の勤労収入額の一定割合を加えて算定するため、就労開始時点などより早期に保護を必要としなくなる者に対するインセンティブが弱いという課題がある。

【考え方】

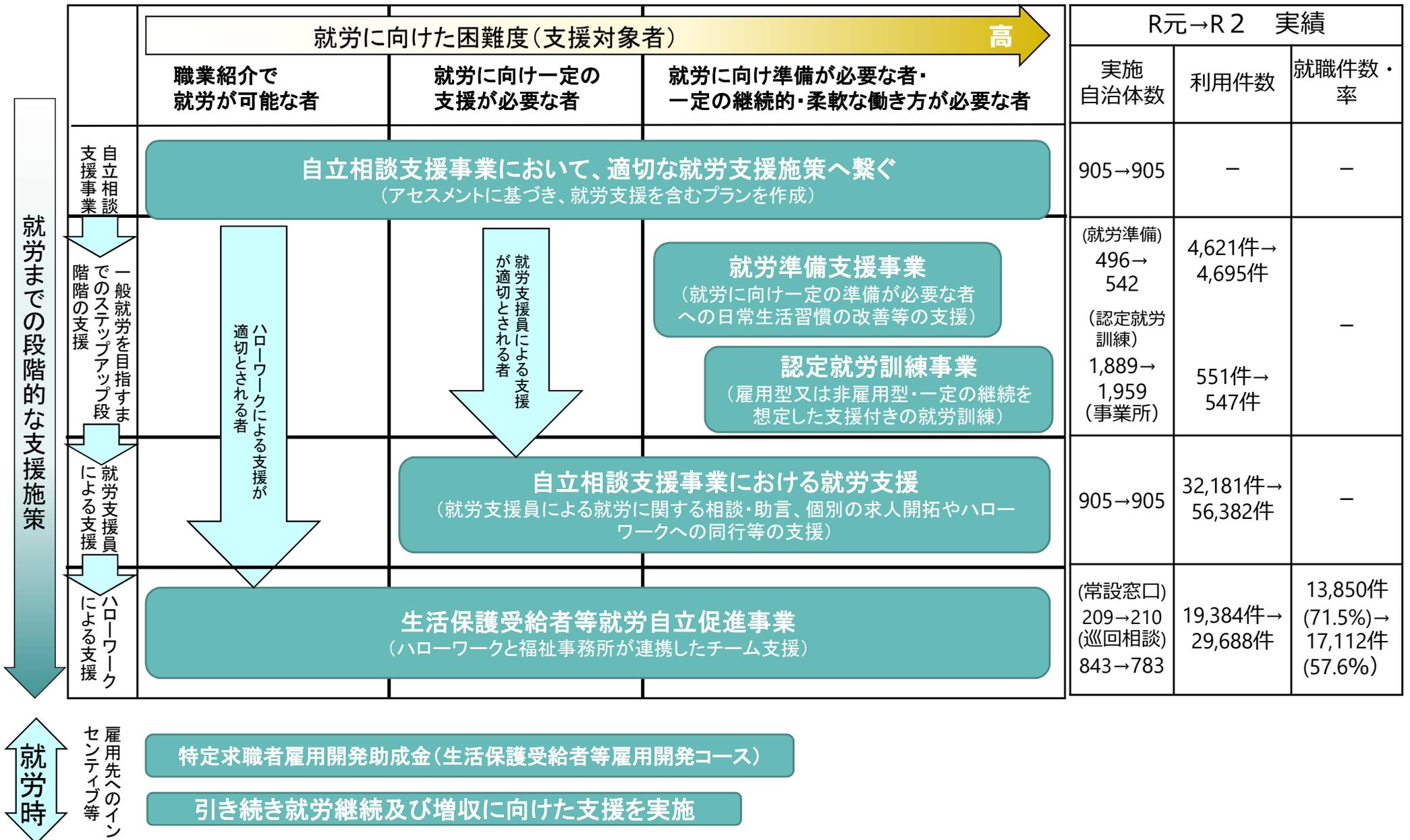
- 生活保護を受給することになった者に対しては、就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化する必要。
- この点について、保護廃止にならないよう就労を調整すること等により、就労に結びついて必ずしも保護廃止にならないケースがある中で、保護廃止後の不安を解消できるようなインセンティブとして、就労自立給付金を効果的に活用することが重要である。

【論点】

- 被保護者の就労の実態を踏まえ、就労による保護廃止に向けたインセンティブを強化する必要があるのではないか。

参考資料

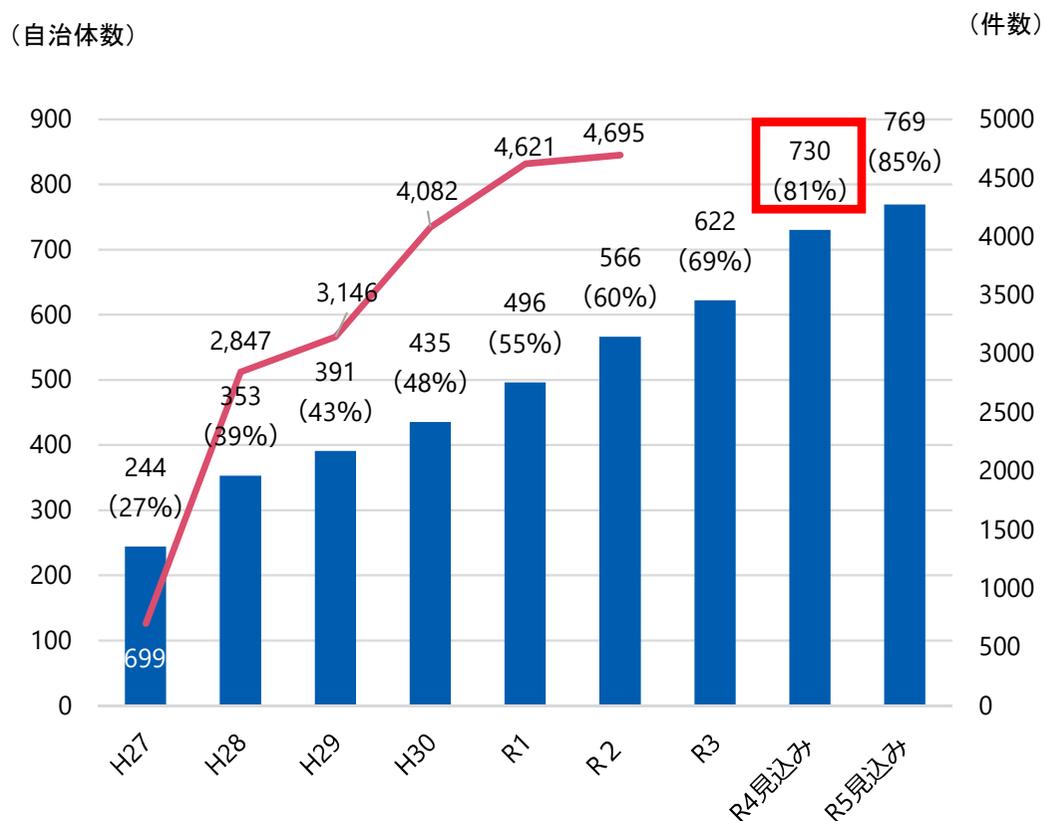
生活困窮者に対する就労支援



生活困窮者就労準備支援事業の実施状況等

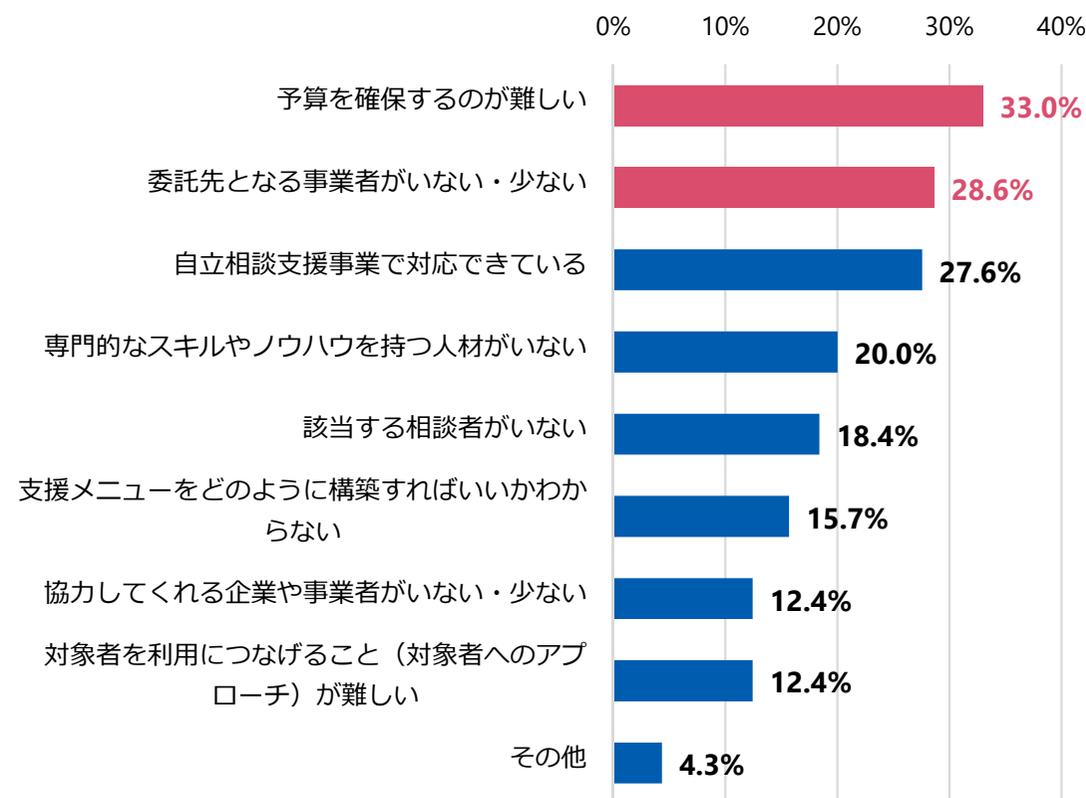
- 令和3年度の就労準備支援事業の実施状況は、622自治体で全体の約7割が実施しており、令和4年度には8割を超える見込み。
- 就労準備支援事業を実施しない理由として、基礎自治体において「予算を確保するのが難しいから」が33.0%、「委託先となる事業者がない・少ないから」が28.6%となっている。

1. 実施自治体数、利用件数の推移



2. 就労準備支援事業を実施しない理由

(n=185)



※ H27～H30「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」（困窮室調べ）、R1～R2「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）、R3「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」（困窮室調べ）

※ 2 就労準備支援事業を実施しない理由は令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（一般社団法人北海道総合研究調査会）

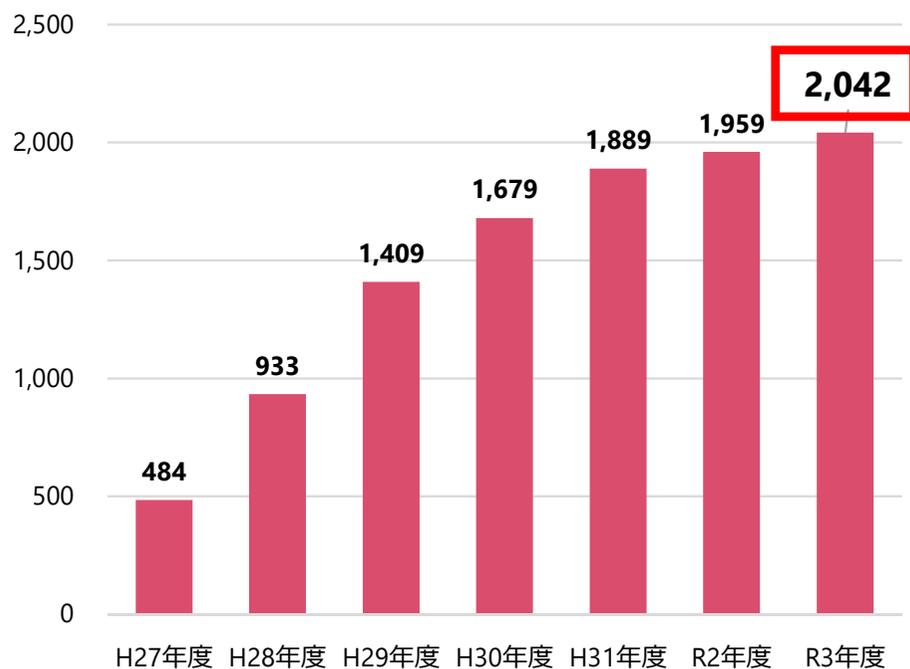
生活困窮者認定就労訓練事業の実施状況

- 認定件数は令和3年度末時点で、2,042事業所。
- 利用形態としては、「非雇用型のみ」が全体の約7割である。

1. 認定状況

認定件数	2,042件
利用定員合計	5,263名

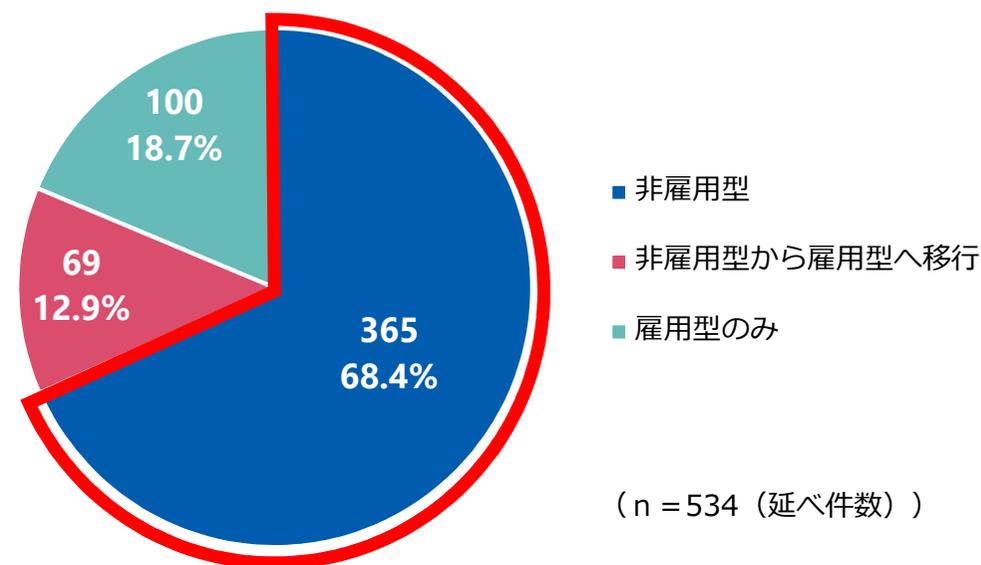
認定件数推移



2. 利用件数

R3認定就労訓練事業利用件数（実数）	523件
--------------------	------

3. 利用形態ごとの利用件数



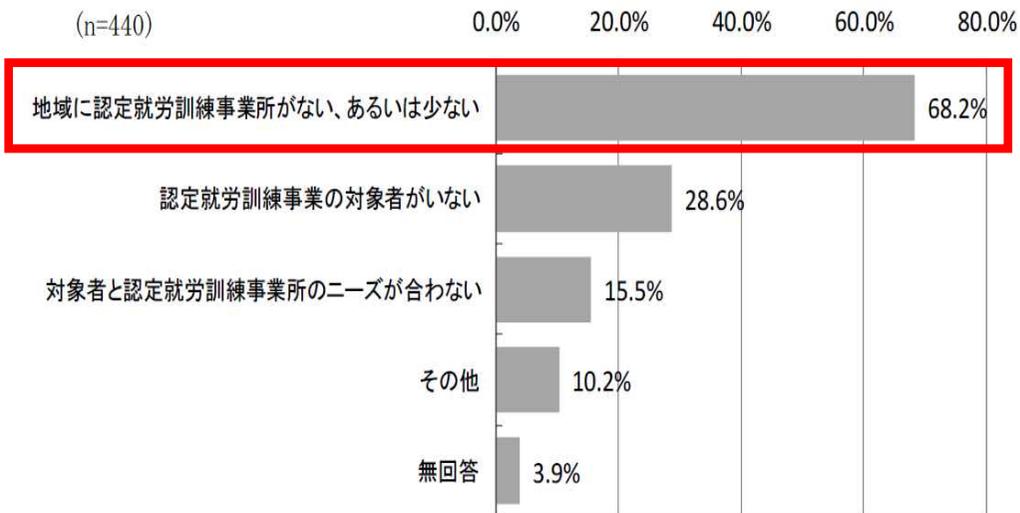
(n = 534 (延べ件数))

生活困窮者認定就労訓練事業を巡る課題

- 認定就労訓練事業の利用実績がない理由として「地域に認定就労訓練事業所がない、あるいは少ない」が約7割。
- 認定就労訓練事業所の認定数や受入実績を増やすために必要なこととして、4割以上の自治体が「就労訓練事業の開拓を行う専門人材の育成・確保」、「対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援」、「受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ」と回答。

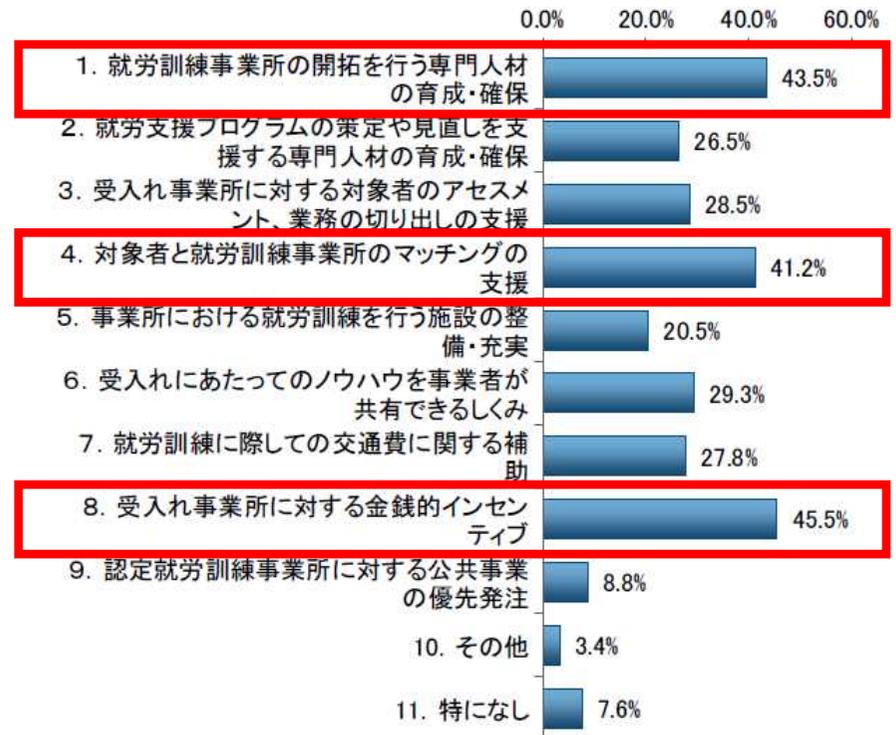
認定就労訓練事業の利用実績がない理由

図表 4-23 認定就労訓練事業の利用実績がない理由（主管部局票問5（3））（複数回答）



事業拡大に必要なこと

n=536（複数回答）

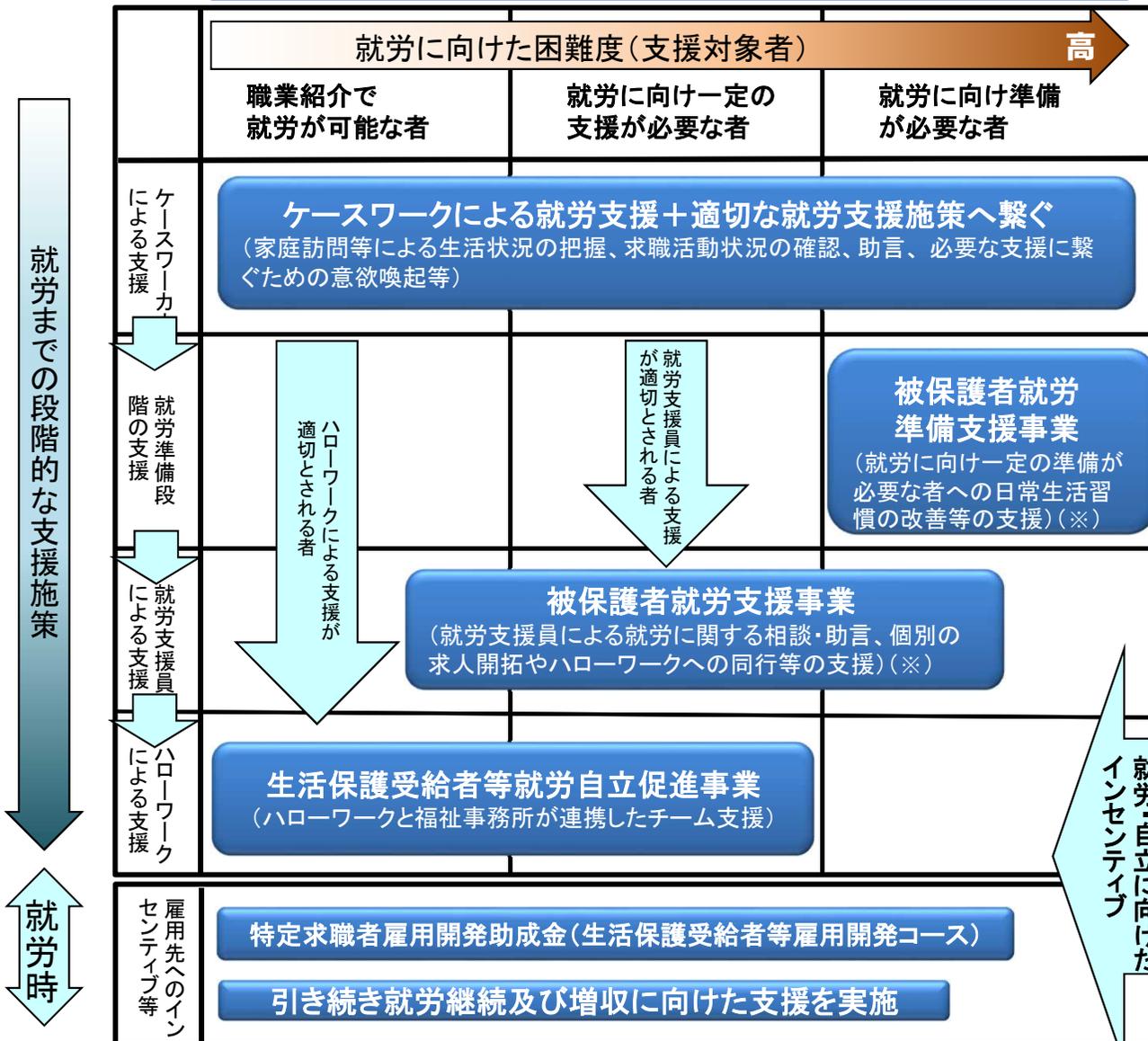


※ 令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における就労支援の効果的な実施に向けた調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（一般社団法人北海道総合研究調査会）

生活保護受給者に対する就労支援施策について

生活保護受給者に対する就労支援の実施



【参考】就労支援事業の参加状況 (R2年度)

事業対象者	参加者	参加率
191,506人	93,181人	48.7%
	就労増収者	就労増収率
	32,097人	34.4%

- 改革工程表KPI (達成時期: 2021年度まで)
事業に参加可能な者の参加率 65%
事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

- 生活保護受給者等就労自立促進事業
(参加者) 46,288人
(就労増収者) 25,811人 (55.8%)
- 被保護者就労支援事業
(参加者) 65,854人
(就労増収者) 18,202人 (27.6%)
- 被保護者就労準備支援事業
(参加者) 6,850人
(就労増収者) 918人 (13.4%)
- その他自治体の独自事業
(参加者) 3,452人
(就労増収者) 926人 (26.8%)

就労・自立インセンティブの強化

就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】

(最低控除額 15,000円)

就労活動促進費

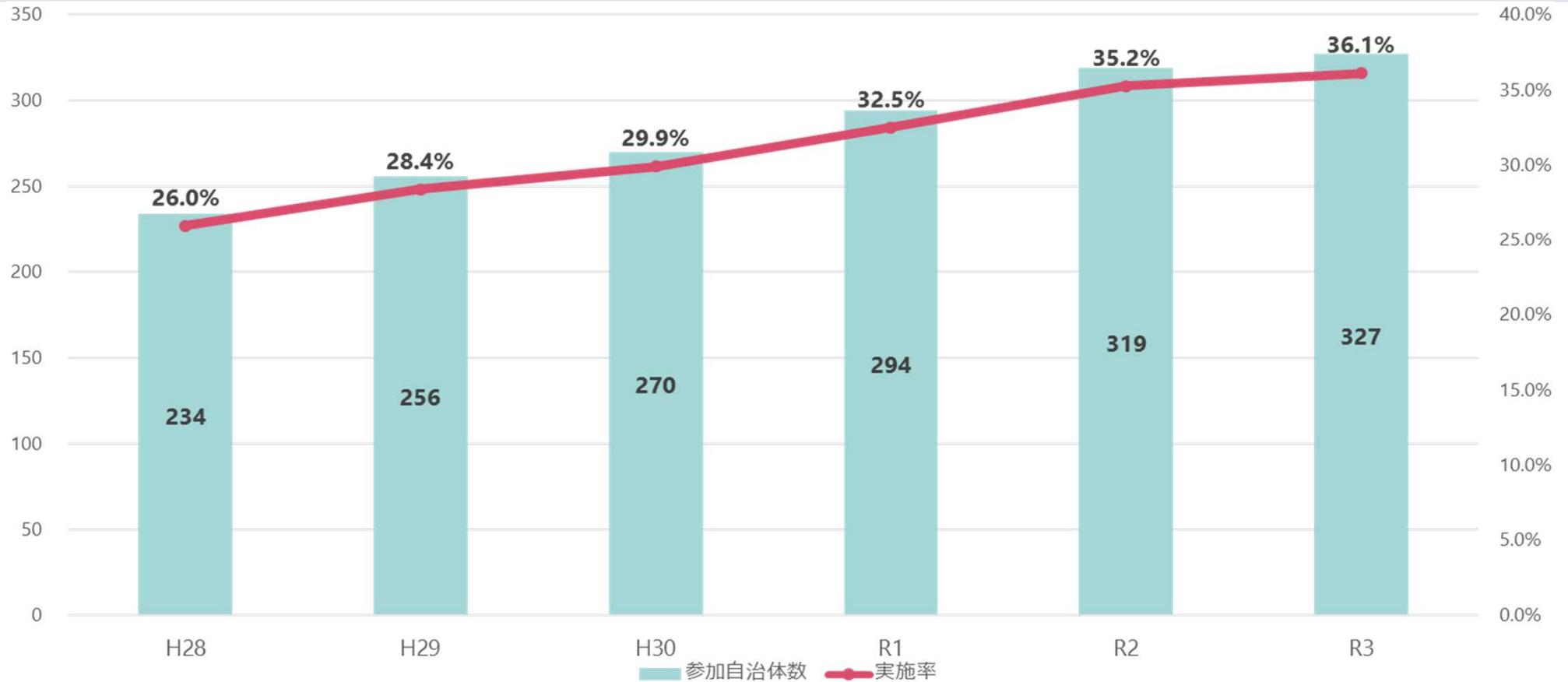
【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】

(月5,000円 原則6ヶ月以内)

※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

被保護者就労準備支援事業実施自治体（H28年度～R3年度実績）

○ 被保護者就労準備支援事業の実施自治体数については、令和3年度で327自治体（実施率36.1%）と上昇傾向。



被保護者就労準備支援事業	H28	H29	H30	R1	R2	R3
参加自治体数	234	256	270	294	319	327
総自治体数	901	902	903	905	905	906
実施率	26.0%	28.4%	29.9%	32.5%	35.2%	36.1%

就労支援事業等におけるKPIの設定について

就労支援事業等におけるKPIを平成30年度に一部見直し。

○就労支援事業等の参加率2018年度(平成30年度)までに60%

→就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率2021年度(令和3年度)までに65%

※ 参加率を算出する分母である事業対象者のうち、就労支援事業に参加する余地のない者(稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者)が含まれていたため、それらの者を分母から除去。

※ 平成28年度実績について、就労支援事業に参加余地のない者を分母から除くと、参加率は56.8。全国平均参加率(56.8%)以下の自治体が、56.8%を達成した(かつ、平均以上自治体は現状維持)場合、全国平均が約67%となるため。

○就労支援事業等の参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合は、2018年度までに50%

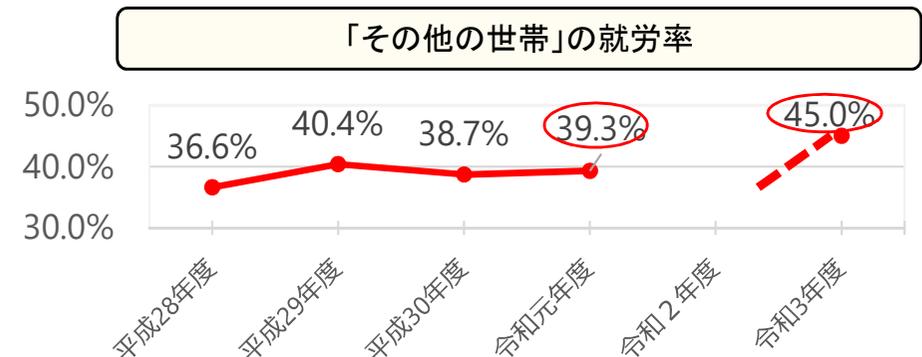
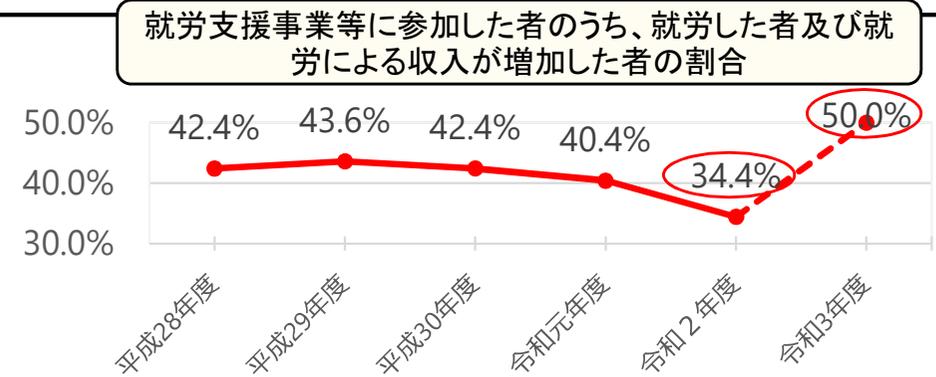
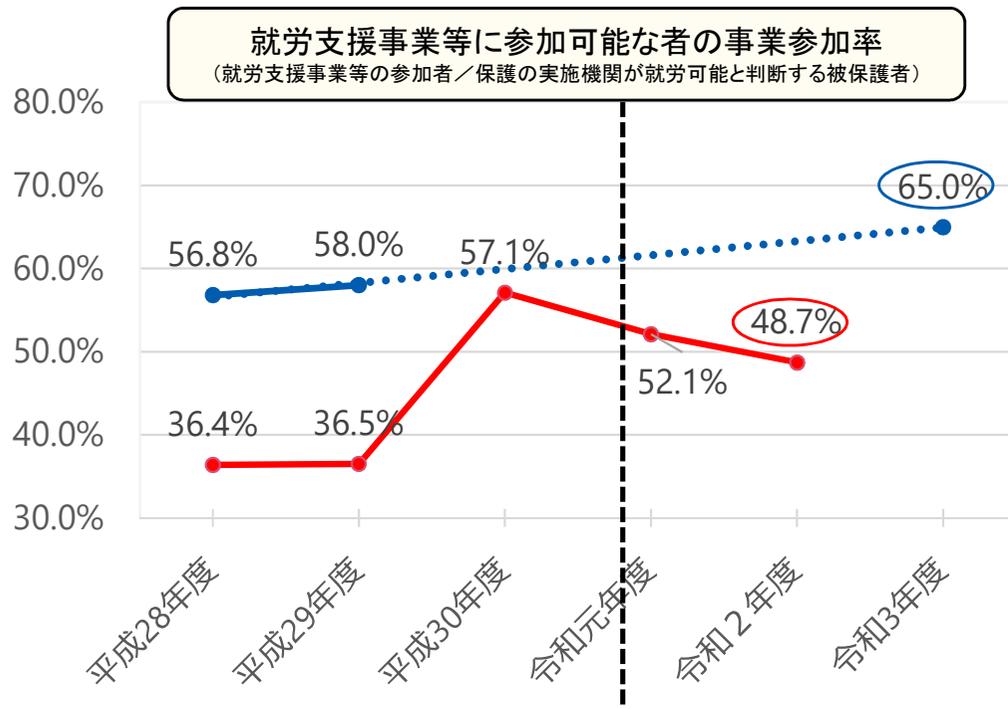
→目標値を維持。2021年度までに50%

※ 平成27年度実績から5%伸ばす目標であったが、平成28年度に実績が下がったことを踏まえ、目標は現状維持

○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)2018年度までに45%

→目標値を維持。2021年度までに45%

※ 世界金融危機前(平成20年度の「その他世帯」就労率43.9%)と同じ水準を目標



出典:厚生労働省社会・援護局保護課調べ

その他の世帯のR2就労率は夏以降更新予定

就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1項）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給。

実績	
(支給件数)	
平成30年度	13,351
令和元年度	16,064
令和2年度	13,808

(出典：各年度実績)

制度概要

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：「最低給付額(※1)」に、「算定対象期間(※2)における各月の就労収入額(※3)に対し、その各月に応じた算定率(※4)を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間
 - ※1 単身世帯2万円、複数世帯3万円
 - ※2 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 - ※3 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
 - ※4 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点として10%

<イメージ図>

